講座科目と必修時間及び臨床栄養師認定講座、臨床研修履修互換認定科目別時間一覧

	必修時間		臨床栄養師認定講座、臨床研修履修互換認定時間																							
	臨床栄養師資格認定必修時間	栄養サポートチーム研修修了必須時間	①第20回以降の管理栄養士国家試験合格者	②栄養サポートチーム専門療法士有資格者※1	②病態栄養専門師、日本糖尿病療養指導士有資格者※1	③TNT-D研修修了者	④日本栄養士会栄養ケア・マネジメント指導者研修会参加者		⑤慢性期医療認定講座有資格者	⑥全国老人福祉施設協議会栄養ケア・マネジメント研修（平成22年度以降）	⑦神奈川県立保健福祉大学実践教育センター栄養ケア・マネジメント課程修了者	⑧臨床栄養師研修施設勤務者（2年以上※3）	⑨栄養サポートチーム研修修了者	⑩NCMリーダーの資格を有さない臨床栄養師研修施設監督責任者※5	⑪臨床栄養師研修施設の研修指導者※6	⑫臨床栄養師養成を目的とした学会活動として臨床栄養師研修の講義を担当した者	⑬臨床栄養師研修委員会等細則に規定する各委員会の委員としての活動が特に顕著であると理事長によって認められた者	⑭当学会の研究会、大会、分科会、地方会に終日参加した者	⑮当学会の提示した症例検討を実施、合格した者	⑯査読のある学会誌に自著等が掲載された者	⑰大学院生及び大学院生であった者	⑱日本臨床栄養学会及び日本臨床栄養協会等から申請のあった大会、研修等に参加した者	⑲臨床栄養師認定講座実施細則第7条に規定する認定講座受託団体により臨床栄養師認定講座に相当する研修として申請のあった研修	⑳海外での正規の臨床栄養師等の資格を保有する研修生を含めて、履修相当の申請書を提出した者	㉑病棟・施設等において2年以上栄養ケア実務を実施している者※7	①～㉑以外
科目							step1	step2																		
倫理とチーム活動	2	2		2	2	2					2	2	2	認定講座あるいは臨床研修の相当時間は、⑱によって、臨床栄養師研修委員会が判断する	認定講座あるいは臨床研修の相当時間は、⑱によって、臨床栄養師研修委員会が判断する	対象者1人1時間当たり、認定講座20分もしくは、臨床研修20分		終日参加1日が20時間（NST研修科目を除く）、口頭発表者は別に3時間	1症例が20時間（NST研修科目を除く）	原著の筆頭は20時間、原著の筆頭以外は5時間、総説の筆頭は30時間、総説の筆頭以外は8時間、研究報告の筆頭は10時間、研究報告の筆頭以外は5時間を、それぞれ認定講座もしくは臨床研修の履修時間に相当	臨床栄養師研修大学院履修相当科目細則に規定する臨床栄養師研修委員会が認めた科目と時間数	日本臨床栄養学会大会に参加が10時間、口頭発表は3時間、日本臨床栄養学会認定臨床栄養医研修会に参加が5時間、eーラーニング学習2科目毎に1時間（50時間まで）	臨床栄養師研修委員会が承認した認定講座の履修時間数	臨床栄養師研修委員会が承認した認定講座の履修時間数		臨床栄養師研修委員会が判断する
栄養ケア・マネジメントと情報管理	2								2		2	2														
科学的根拠に基づいた 栄養ケア・マネジメント活動	2	2		2	2	2					2	2	2													
栄養ケア・マネジメントの運営 ー計画、評価、品質改善活動	4										4	4														
栄養アセスメント・栄養ケア計画（経口移行・維持、経口摂取等重視）	7	7	3	7	3	3	6				7	7	7													
特定保健用食品、保健機能食品、病者用食品の検討	4	4	4	4	2	2					4	4	4													
経腸・静脈栄養法	8	8	2	8		8	1				8	8	8													
栄養教育（生活習慣病、保健指導）	6		2		6				6		6	6														
栄養教育（低栄養状態、カウンセリングコミュニケーション）	6				3					3	6	6														
栄養教育（栄養教育の基礎）	4		2		2				2		4	2														
症例検討と発表（経口移行・維持、経口摂取等の症例重視）	20		1		8	20		16	8	5	20	14														
退院（所）計画・指導	4	4		4			4				4	4	4													
在宅栄養ケア・マネジメント	3	3		3		3	3				3	1	3													
集団の栄養評価と計画（業務評価を含む）	6		2						6		6	4														
地域栄養活動（自治体やボランティア活動団体との連携を含む）	2										2															
制度と臨床栄養活動	4				2				2		4	4														
給食経営管理	4						2		2		4	4														
経営の基礎	8								8		8	6														
人材教育と自己研鑽、生涯学習	2								2		2															
その他の臨床栄養師の養成に必要な科目	2								2		2															
合計	100	30	16	30	30	40	16	16	40	8	100	80	30													
臨床研修			0	（平成18年度以前の資格取得者）80 （平成19年度以降の資格取得者）40 ※2	（平成18年度以前の資格取得者）80 （平成19年度以降の資格取得者）40 ※2	0	0		0	0	760	700 ※4	10				（1年間の活動につき）60				大学院在学中に臨床研修900時間に相当する研修を実施した者については、当該時間				450	

上記の科目・時間数は履修のモデルとして示しています。履修互換認定（減免）として互換させるのが望ましいですが、合計時間数が認定講座は100時間、臨床研修は900時間になるように合わせて下さい。

※1　複数の申請は認めない。

※2　急性期病院の時間に互換認定させることができる。

※3　①一般病院、②医療療養病床、回復期リハビリテーション、介護保険施設、③地域栄養活動の領域において栄養ケア・マネジメントの業務活動経験が2年以上あり、すでに業務目標が達成しているものと、臨床栄養師研修委員会によって認められた者

※4　臨床研修の内訳①急性期病院（特定集中治療室等を含めて）、②医療療養病床、回復期リハビリテーション、介護保険施設、③地域栄養活動のうち、勤務領域以外において50時間以上の臨床研修を履修し、それ以外は、勤務施設の監督責任者のもとで症例検討（1症例が20時間に相当）あるいは継続研修を受講（1日が20時間に相当）によって互換認定することができる。

※5　臨床栄養師と同等以上の能力があると臨床栄養師研修委員会によって判定された者。

※6　監督責任者を除く臨床研修指導に当たる管理栄養士（ただし、一施設1名までとし、研修責任者（施設代表者）から推薦のあった者）。

※7　栄養ケア実務の基準は別途定めている。